

災害救助法（S22年法118）の概要

※平成25年度厚生労働省から内閣府に移管。

「災害対策基本法」を中心に、災害類型に応じて各々の個別法によって対応する仕組みの中で、「**災害救助法**」は、**発災後の応急期における応急救助に対応するための法律**である。



1. 制度概要

- (1) 災害救助法に基づく救助は、都道府県知事等の行う「**法定受託事務**」である。
- (2) 都道府県知事等が適用基準に該当する市町村において**現に救助を必要とする者**に行う。
 - ① 災害により一定数以上の**住家の滅失（全壊）**が生じた場合（令第1条第1項第1号～第3号）
 - ② 多数の者に**生命又は身体への危害が生じ継続的な救助が必要な場合等**（令第1条第1項第4号）

		市町村（基礎自治体）	都道府県
救助法を適用しない場合		救助の実施主体 （基本法5条）	救助の後方支援、総合調整（基本法4条）
救助法を適用した場合	救助の実施	都道府県の補助（法13条2項）	救助の実施主体 （法2条） （救助実施の区域を除く（法2条の2））
	事務委任	事務委任を受けた救助の実施主体 （法13条1項）	救助事務の一部を市町村に委任可 （法13条1項）
	費用負担	費用負担なし（法21条）	掛かった費用の最大100分の50 （残りは国が負担）（法21条）

2. 救助の種類、程度、方法及び期間

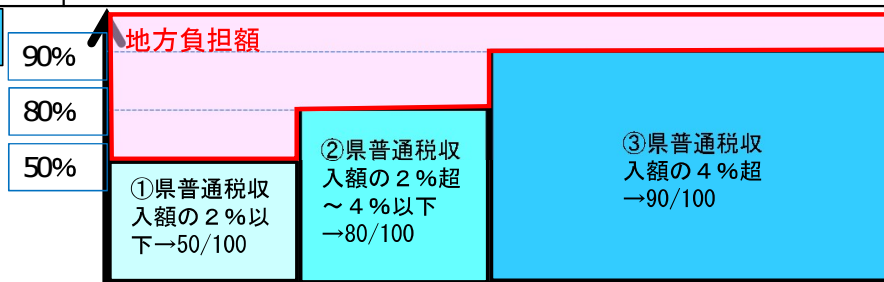
(1) 避難所の設置（S22～）	(5) 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与（S22～）	(9) 学用品の給与（S22～）
(2) 応急仮設住宅の供与（S28～）	(6) 医療及び助産（S22～）	(10) 埋葬（S22～）
(3) 炊き出しその他による食品の給与（S22～）	(7) 被災者の救出（S28～）	(11) 死体の捜索・処理（S34～）
(4) 飲料水の供給（S28～）	(8) 住宅の応急修理（S28～）	(12) 障害物の除去（S34～）

- **一般基準**：救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、**内閣総理大臣が定める基準**（※）に従い、**あらかじめ、都道府県知事等が、これを定める。**（※平成25年内閣府告示第228号）
- **特別基準**：一般基準では救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、**内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、特別基準**（※）を定めることができる。（※令第3条第2項）

3. 救助の基本5原則

○ 平等の原則	現に救助を要する被災者に対しては、事情の如何を問わず、また経済的な要件を問わずに、 等しく救助の手を差し伸べなければならない。
○ 必要即応の原則	応急救助は被災者への見舞制度ではない。画一的、機械的な救助を行うのではなく、 個々の被災者ごとに、どのような救助がどの程度必要なのかを判断して救助を行う。
○ 現物給付の原則	法による救助は確実に行われるべきであり、物資や食事、住まい等についての法による救助は、 現物をもって行う。
○ 所在地救助の原則	・発災後の緊急時に円滑かつ迅速に救助を行う必要がある。このため、被災者の所在地において救助を行う。 ・旅行者、訪問客、土地の通過者等を含め、その所在地を所管する都道府県知事が 救助を行う。
○ 職権救助の原則	応急救助の性質からして、被災者の申請を待つことなく、都道府県知事がその職権によって救助を行う。

4. 国庫負担



例：普通税収入約1000億円の自治体において、救助費用100億円が生じた場合
 国庫負担額 = ① (20億円の50%) + ② (20億円の80%) + ③ (残り60億円の90%) = 計80億円